

**光市民間提案制度
「コネクテッド・ラボひかり」
募集要項**



**令和7年4月
光市政策企画部行政経営室**

～ 目 次 ～

第 1	はじめに	．．．P	1
1	民間提案制度とは	．．．P	1
2	民間提案制度実施の背景	．．．P	1
第 2	提案の募集	．．．P	2
1	対象となる提案	．．．P	2
2	対象としない提案	．．．P	2
3	募集する提案	．．．P	2
4	参加資格要件	．．．P	3
第 3	提案の手続	．．．P	4
1	手続の概要	．．．P	4
2	市との対話の実施	．．．P	5
3	提案書の提出	．．．P	6
4	提案審査	．．．P	6
5	詳細協議及び契約の締結	．．．P	8
6	事業の実施・評価	．．．P	8
第 4	その他	．．．P	9
1	その他	．．．P	9
2	問い合わせ先・書類提出先	．．．P	9

第1 はじめに

1 民間提案制度とは

民間提案制度は、行政が主体となり課題を解決する従来の概念や手法にとらわれず、市が実施する事業に対し、民間事業者が持つアイデアやノウハウが盛り込まれた、市民サービス向上や行財政運営の効率性向上につながる提案を公募する制度です。

審査の結果、採択された提案は、提案者との詳細協議を経て、事業化を図ります。

ただし、予算案件が議会で承認されない等の事由により、本事業が実施できなくなった場合には、本件は事業化されません。

2 民間提案制度実施の背景

市民ニーズが複雑・多様化する一方、社会経済環境の変化により、行政サービスをこれまでと同じように提供することには限界があります。

また、急速な人口減少や少子高齢化の進展等による市税の減少や介護・医療など社会保障費の増加や公共施設やインフラの老朽化等、今後も厳しい財政運営が見込まれる中において、質の高い行政サービスの維持向上を図るためには、民間のノウハウを取り入れた公民連携をこれまで以上に推進していくことが必要不可欠になっています。

こうした中、光市では、令和4年3月に策定した「光市行財政構造改革推進プラン」において、「戦略的で長期的な行政経営の視点による取組」や「前例や既存の概念にとらわれない柔軟な発想による行財政改革の取組」など、変化に対して果敢に挑戦することとしていることから、新たな取組の一つとして、民間提案制度を実施することとしました。

第2 提案の募集

1 対象となる提案

光市のまちづくり・環境・福祉・経済・教育・地域づくり・行財政運営などのすべての行政分野における事業（下水道事業以外の公営企業や一部事務組合は除く）のうち、原則以下のとおりとします。

（1） 市民サービス向上や行財政運営の効率性向上が期待できる提案

（2） 市に新たな財政負担を生じさせない提案

※ただし、「新たな財政負担」を生じても、長期的な視点から財政負担の軽減につながるなど、市政運営に多大な貢献をすると判断するものは対象とします。

（3） 市の施設や資産、資源、サービスなどを利活用する提案

2 対象としない提案

（1） 現に光市が主体的に改善等を行おうとしている事業に対する提案

（2） 既に実施している業務委託等について、価格引下げ等により、単に事業相手方となろうとする提案

（3） 法令等により光市が直接すべき事業（光市が直接実施すると判断するものも含む）に対する提案

（4） 災害復旧など緊急実施が必要な事業に対する提案

（5） 市民サービスの向上を伴わない単なる事業廃止などの提案

（6） 法令等に抵触する提案

3 募集する提案

市が抱える課題をテーマとして設定したものに対する提案について募集します。テーマの詳細はテーマ型提案募集シートを参照してください。

4 参加資格要件

(1) 参加資格要件

ア 提案者は、提案内容を自ら実行する意思と能力（資格）を有する法人※とします。

個人や自ら事業の実施主体となる意思がなく、光市や第三者が企画を実現することを期待するだけの主体は提案を行うことができません。

※テーマによっては、市民活動団体、個人事業主を対象とすることも可能とします。

イ 提案者は、グループ（複数の団体の共同体）による提案も可能とします。その場合は、提案資料において、提案者の代表及び構成員を明らかにすることとします。

(2) 提案者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するもの

イ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしているもの

ウ 光市から指名停止を受けているもの

エ 指定暴力団の構成員、又は暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの

オ 国税及び地方税を滞納しているもの

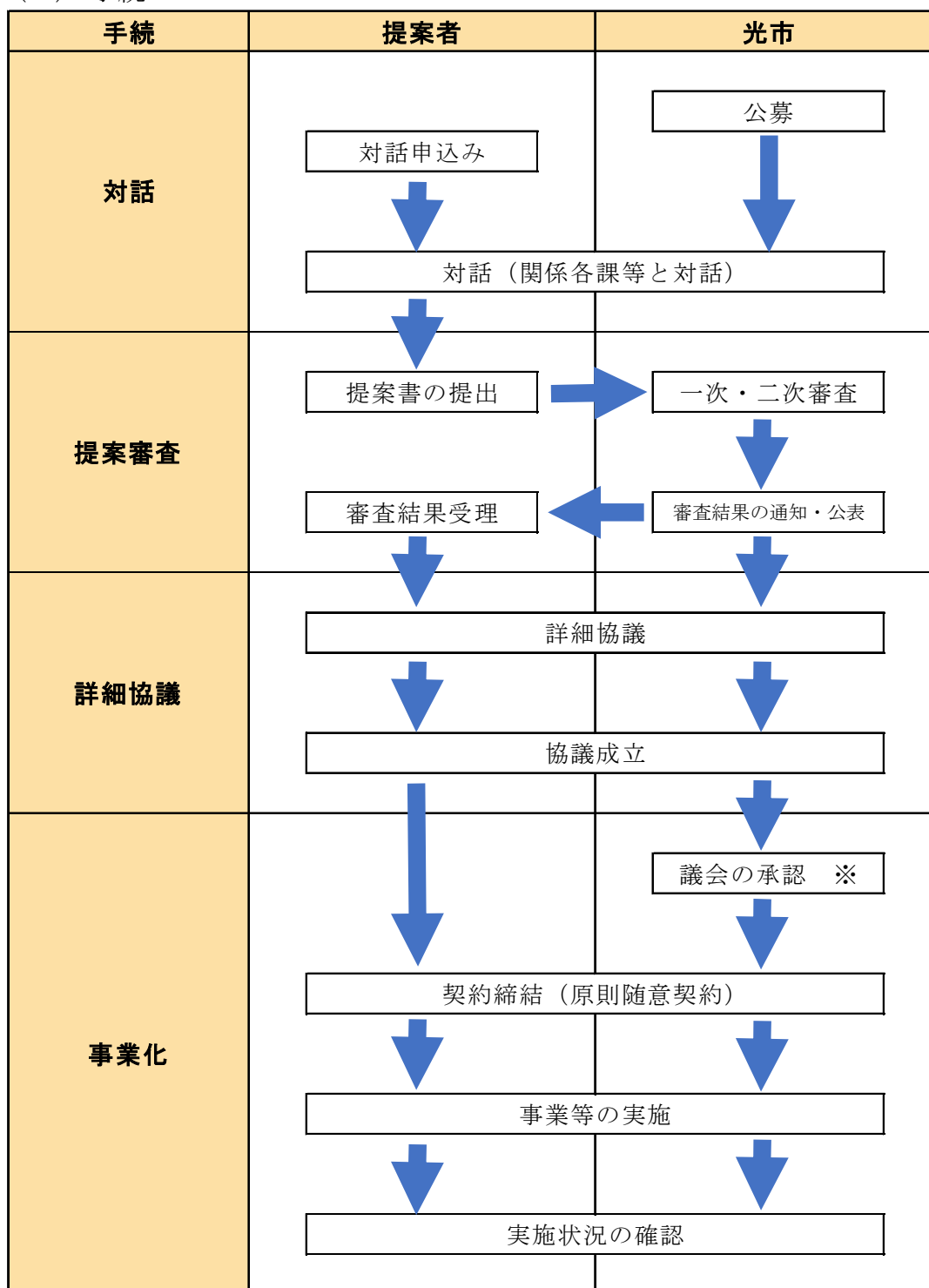
カ 宗教活動又は政治活動を目的としているもの

第3 提案の手続

1 手続の概要

本制度における提案受付、審査等の流れは次のとおりです。

(1) 手続フロー



※予算措置を伴う場合は、議会の承認が必要となります。

2 市との対話の実施

提案を検討している者と意思疎通を図ることで、具体的な提案内容の検討や、市の方針により近い提案をしてもらうことを目的として、次のとおり関係各課等と対話を実施します。

(1) 申込方法

別紙「様式第1号 対話参加申込書」に必要事項を記入の上、テーマ所管課（テーマ型提案募集シート 5 対話申し込み先・問い合わせ先）に電子メールによりデータで提出してください。

(2) スケジュール

テーマ型提案募集シート 4 (1) 対話申込期間

(3) 留意事項

ア 対話は、アイデア段階の提案ベースで行うものと想定しており、対話時点で、市に提案書を提出する必要はありません。

イ 民間提案制度は、民間事業者の主体的な発意によって提案いただく制度であることから、対話において、市が主体的にアイデアを出すことはありません。

ウ 対話は市と対話参加者で個別に非公開で行います。対話参加者のアイデアやノウハウは保護の上、厳重に管理します。

エ 申込件数等の対話状況を公表する場合がありますが、対話参加者や対話内容等の情報は公表しません。

オ 提案を予定している施設等への見学を希望する場合は、申込先にご連絡ください。

3 提案書の提出

(1) 提出書類

提案者は以下の書類を提出してください。

※対話を実施せずに作成した提案書は、提出することができません。

様式第2号 提案提出書
様式第3号 誓約書
様式第4号 提案団体調書
様式第5号 提案書
(様式第5号の添付書類) ・事業詳細資料

(2) 提出方法

(1)の提出書類を、行政経営室(「第4 2 問い合わせ先・書類提出先」)に電子メールによりデータで提出(紙での提出は不要)してください。

(3) スケジュール

テーマ型提案募集シート 4 (2) 提案書提出期間

(4) 提出書類の取扱い

- ア 提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用及び市ホームページにおける事業名称の公表に同意することとします。
- イ 提案書類は、本制度に係る審査以外の目的で使用しません。
- ウ 提案書類の作成や提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

4 提案審査

(1) 一次審査

一次審査として、提出された書類に基づき、「第2 1 対象となる提案」及び「第2 4 参加資格要件」に規定する内容を満たしているかを事務局において書類審査します。これら要件を満たしている場合は、市が設置する審査委員会における二次審査を実施します。

(2) 二次審査（審査委員会による審査）

ア 提案の審査に当たっては、必要に応じて、提案書に基づくプレゼンテーションを受けて審査します。

※プレゼンテーションを実施する場合は、別途通知します。

イ 提案の採用は、市との事業化に向けた詳細協議を行うことを決めるもので、事業化を決定するものではありません。

ウ 事業化に適さないと判断した提案、現時点で実現困難な提案、本制度で事業者を選定することが不適当と判断した提案等を不採用とします。

エ 審査委員会は、原則、政策企画部長、事業関係部次長、企画調整課長、事業関係課長で構成します。

(3) 審査項目

審査委員会においては、次の項目に着目して審査を実施します。

項目		観点
1	独自性	・独自の発想や工夫に基づく付加価値があるか。
2	公益性	・市の施策の方向性と合致しているか。 ・市民サービス向上、にぎわいの向上、市の事業の水準向上、市の経費削減、歳入増加等が期待できる提案であるか。
3	実現性	・各種法令、市民の理解、市のリスク等支障となる事項はないか。 ・事業内容や収支計画等は実現性の高いものとなっているか。

(4) スケジュール

テーマ型提案募集シート 4 (3) 提案審査

(5) 審査結果の通知

ア 審査（採否）の区分は、次のとおりとします。

区分	説明
採用	詳細協議の対象提案として、事業化に向けた協議を行うもの
不採用	・事業化に適さないと判断されたもの ・現時点では実現が困難なもの ・本制度によって事業者を選出することが困難なもの 等

イ 提案審査の結果は、審査後速やかに提案者に文書により通知します。

ウ 提案件数、採用件数及び採用された提案の事業名称と事業者名称を、ホームページで公表します。

エ 審査結果に対する異議は申し立てることができません。

5 詳細協議及び契約の締結

(1) 詳細協議

ア 市と提案内容が採用された者（以下「交渉権者」という。）は、提案内容の事業化に向けて、誠実に協議します。

イ 協議の結果、合意に至らなかった場合は、提案は事業化されません。

ウ 交渉権者が協議に要した費用は、交渉権者の負担とし、リスク等について市は責任を負いません。

エ 協議の成立後、市の事業として立案した書類の著作権は市に帰属し、情報公開請求等があった場合には、非公開とできる部分を除き、原則公開します。

(2) 契約の締結

交渉権者と光市は、詳細協議成立後、提案事業の実施について契約を締結します。なお、契約については、原則新たな財政負担を伴わないことが前提であり、独自性があり新たな工夫でコストやサービスの質の面からも市民にとってプラスとなる提案を受けて契約の相手方となる候補者を選定することから、地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる要件に該当するものとして原則随意契約とします。

※契約の締結までに、交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。

(3) スケジュール

テーマ型提案募集シート 4 (4) 詳細協議、契約の締結

6 事業の実施・評価

契約の締結後、事業が適正に実施されているかを確認するためのモニタリング調査について、市が必要と判断した場合、事業実施者は協力することとします。

第4 その他

1 その他

- (1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ア 本要項に定める手続を遵守しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提案者は、提案書類の内容が、第三者の有する特許権等の知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証するものとします。
- (3) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、提案書提出時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。
- (4) 提出書類の提出後、提案募集への参加を辞退される場合は、「様式第6号 参加辞退届」を提出してください。
- (5) 本要項に記載されていない事項及び想定されていない事態が発生した場合には、市と別途協議を行うものとします。
- (6) 本市がテーマとして設定したもの以外に提案を検討している事業等がある場合は行政経営室（「第4 2 問い合わせ先・書類提出先」）にご相談ください。

2 問い合わせ先・書類提出先

- 部署 光市政策企画部行政経営室
- 住所 〒743-8501 光市中央六丁目1番1号
- 電話 0833-72-1415
- E-mail gyousei@city.hikari.lg.jp
- 市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp>